

総トン数の測度

漁船の所有者は、漁船を新造したり、改修により船の寸法や総トン数を変更した場合には、当該漁船の総トン数を明らかにするため、下表の区分により「総トン数の測度」を受けなければなりません。

総トン数区分	申請先
総トン数20トン未満漁船	都道府県知事
総トン数20トン以上漁船	地方陸運支局

(1) 総トン数の測度を要する事例

区分	事例	測度の種別
新測	ア 漁船が新造された場合	全部の容積の測度及び上甲板下全部の容積の測度
	イ 既製品の船舶が、売買等によって漁船として使用される場合	
	ウ 小型船舶の登録等に関する法律、小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令、船舶法及び漁船法による登録を受けたことのない船舶が、漁船として転用された場合	
改測	エ 小型船舶の登録等に関する法律、小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令、船舶法及び漁船法による登録を受けたことがある登録抹消船舶が、船体等の改造後に漁船として転用された場合	全部の容積の測度及び上甲板下全部の容積の測度以外の測度
	オ 漁船の船体が改造された場合	

(注意)

総トン数測度を要する事例に係る総トン数測度申請手続きは、次の(2)のとおりですが、総トン数測度を要しない場合であっても、下表の事例に応じて漁船登録申請の際に関係書類の提出が必要となります。

事例	関係書類
ア 小型船舶の登録等に関する法律に基づく小型船舶登録原簿船を小型漁船に転用	船舶登録原簿の全部事項証明書、総トン数計算書の写し(注1)
イ 改測により20トン未満となった船舶を漁船に転用	総トン数計算書謄本
ウ 小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令に基づく船籍簿船を小型漁船に転用	船籍簿抹消謄本、総トン数計算書の写し(注1)、(注3)
エ 県外の漁船登録抹消船を漁船として使用	漁船原簿抹消謄本、総トン数計算書の写し(注1)、申出書(注2)
オ 県内の漁船登録抹消船を漁船として使用	申出書(注2)

注1 総トン数測度を行った行政機関に保管・保存されている場合に限りです。

2 県の測度担当者が当該船舶の現認を行うときは、省略することができます。

3 青森県の船籍登録を受けている船舶の場合は、登録船籍簿抹消謄本及び総トン数計算書の写しを省略できます。

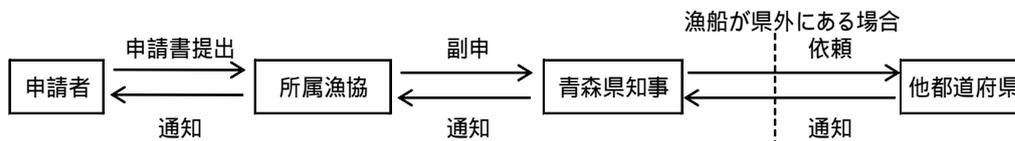
(2) 申請手続き

総トン数20トン未満漁船に係る申請手続きは以下のとおりですが、20トン以上漁船の総トン数測度に関することについては、直接、所轄地方陸運支局にお問い合わせください。

ア 総トン数3トン以上20トン未満漁船

申請手続きは以下により、漁船登録申請前(新規登録・変更登録)に行います。

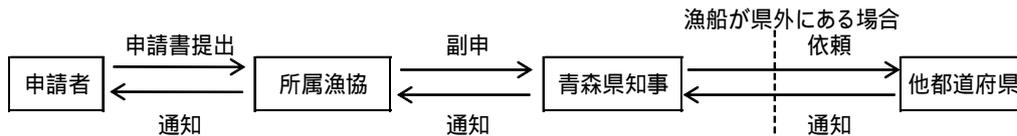
- (ア)申請書 NO.41
- (イ)手数料 新測の場合 - 別表(G)区分(L)又は区分(N)相当分の県証紙を申請書に貼付
改測の場合 - 別表(G)区分(M)又は区分(O)相当分の県証紙を申請書に貼付
(手数料額は各都道府県によって異なりますので、漁船が県外にある場合には確認が必要です。)
- (ウ)添付図書 総トン数計算書、一般配置図、中央断面図、その他知事が総トン数の測度に必要と認めた図書
- (エ)提出部数 各1部。但し、測度を青森県外で受ける場合には、図面のみ各2部
- (オ)申請経路



イ 総トン数3トン未満

申請手続きは以下により、漁船登録申請(新規登録・変更登録)と同時に行います。

- (ア)申請書 NO.43
- (イ)手数料 別表(G)区分(P)相当分の県証紙を申請書に貼付
(手数料額は各都道府県によって異なりますので、漁船が県外にある場合には確認が必要です。)
- (ウ)添付図書 一般配置図、中央断面図、パンフレット又は写真等の総トン数の測度に必要な図面等がある場合にはその図書及び知事が総トン数の測度に必要と認めた図書
- (エ)提出部数 各1部。但し、測度を青森県外で受ける場合には、図面のみ各2部
- (オ)申請経路



(注意)

申請書(NO.43)又は測度調書(NO.42)へ記入する各部寸法等は、取得した船舶の製造番号又は型式番号を確認のうえ、船舶製造者、漁協担当者又は青森県へ照会するなどして誤りのないよう記入してください。また、当該書面については船舶製造者又は漁協担当者の証明(記名捺印)を要しますので留意してください。

(3) 総トン数の測度結果

青森県知事の総トン数の測度を受けた場合
 他都道府県知事の総トン数の測度を受けた場合

漁船登録票に反映されます。
 総トン数証明書が交付されます。